

岐阜県消費生活安定審議会の委員を募集します

県民の消費生活の安定及び向上を図るための施策の審議に県民意見を取り入れるため、「岐阜県消費生活条例」に基づき設置する審議会委員の一部を県民の皆さんから公募いたします。

【岐阜県消費生活安定審議会について】

活動内容	県の消費生活の安定及び向上を図るための施策等に関して、ご意見をお伺いします。 会議は、１年間に２回程度（平日）、対面（県庁）又はオンライン形式で開催します。
委員構成	学識経験者、事業者代表、消費者代表、公募委員で構成します。
任 期	令和８年１月１日から令和９年１２月３１日まで（２年間）
委員報酬	県の規定による報酬と旅費をお支払いします。

【応募要領】

１ 応募資格

次の（１）から（３）のいずれにもあてはまる人。

- （１）年齢が１８歳以上（令和７年４月１日現在）で県内に居住、通学又は通勤する人。
- （２）年２回程度平日の昼間に開催される会議に出席できる見込みがある人。
- （３）高校生、国、地方公共団体の議員、常勤の公務員でない人。

２ 募集人員 １人

３ 応募方法

（１）提出書類

岐阜県消費生活安定審議会委員応募申込書（別添様式）

レポート テーマ「主体性のある消費者の育成のため、岐阜県で求められる取組について、あなたの考えを述べてください」

８００字程度 書式は自由

※提出書類はお返ししませんので、ご了承ください。

※記入いただいた個人情報は、本公募の目的以外には使用しません。

（２）提出方法・提出先

下記の応募先へ郵送、メール、又は専用フォームにより応募してください。

【専用フォーム】URL <https://logoform.jp/form/T8mB/1237583>

（３）応募期限

１１月６日（木）（必着）

４ 選考方法、選考結果の通知

書類審査のみで、面接は行いません。

１２月中旬頃までに、郵送により、全員に結果を通知します。

５ 応募先及び問合せ先

環境エネルギー生活部 県民生活課 消費生活安全係

〒５００－８５７０ 岐阜市藪田南２－１－１

TEL：０５８－２７２－８２０４

E-mail：c11261@pref.gifu.lg.jp（半角小文字）

※メールの件名は「岐阜県消費生活安定審議会委員の応募」としてください。

６ 応募申込書の入手方法

県消費生活安定審議会の概要や応募申込書の様式は、以下の県ホームページに掲載しています。

県ホームページ＞くらし・防災・環境＞消費生活・県民生活＞岐阜県消費者の窓（消費生活相談・情報）

URL： <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56524.html>

